

# 研究所の業務案内 - 酒類総合研究所で実施している業務について -

酒類総合研究所 研究企画室 高橋利郎

酒類総合研究所は、酒類に関する国の唯一の研究機関として、明治37年より酒類業界を通じて消費者の皆様に貢献してきました。平成13年4月からは独立行政法人として、法に定められた次の3つの目的のため、業務を遂行しています。

- 1 酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資すること。
- 2 酒類業の健全な発達を図ること。
- 3 酒類に対する国民の認識を高めること。

研究業務以外の主な業務について以下ご紹介します。なお、詳細は研究所ホームページ (<http://www.nrib.go.jp/>) でも紹介しておりますので、ご覧下さい。

## < 鑑評会関係 >

### 1 洋酒果実酒鑑評会

国内洋酒・果実酒メーカーの任意出品酒について官能審査、化学分析を行い、品質及び技術の動向を全国的な視野で調査するとともに、製造者の参考に資することを目的として、洋酒・果実酒鑑評会を行っています。第40回洋酒果実酒鑑評会の予定は次のとおりです。

搬入期限 平成14年11月 5日(火)  
審査 平成14年11月19日(火)、20日(水)  
公開きき酒会 平成14年12月11日(水)

### 2 全国新酒鑑評会

新酒を全国的に調査研究することにより、製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにし、もって清酒の品質向上に資することを目的に、全国新酒鑑評会を行っています。平成14酒造年度全国新酒鑑評会の予定は次のとおりです。

搬入期限 平成15年4月16日(水)  
審査 予審：平成15年5月7日(水)～9日(金)、決審：5月15日(木)～16日(金)  
公開きき酒会 平成15年5月28日(水)

### 3 本格焼酎鑑評会

本格焼酎の品質を全国的な視野でとらえ、現在の製造技術の内容と酒質の傾向を把握するとともに製造業者の参考とするため、本格焼酎鑑評会を行っています。第26回本格焼酎鑑評会の予定は次のとおりです。

搬入期限 平成15年5月(日程未定)  
審査 平成15年6月(日程未定)  
公開きき酒会 平成15年6月(日程未定)

## < 講習関係 >

### 1 酒類醸造講習の開催(広島事務所)

酒類製造業者の経営者を養成するため、若年経営者及び将来経営者となる者を対象に酒類製造に必要な総合的知識及び製造技術の習得を目的として酒類醸造講習を行っています。

申込期限 平成14年11月15日(金)  
清酒コース 平成15年 1月28日(火)～3月20日(木)  
ワインコース 平成15年 1月28日(火)～2月25日(火)

### 2 清酒製造技術講習(東京事務所)

酒類製造業者の経験の浅い従業員を対象として、清酒の製造に関する基本的知識及び製造技術等の習得を目的とした清酒製造技術講習を年間3回行っています。第20回は定員となり次第

切ります。第21回以降につきましては平成15年1月から募集予定です。

第20回 平成15年3月3日(月)～4月11日(金)

第21回 平成15年5月～6月(日程未定)

第22回 平成15年9月～10月(日程未定)

第23回 平成16年3月～4月(日程未定)

各回定員16名です。

### 3 酒セミナー

酒類の卸売業者及び小売業者を対象として、酒類に関する専門的知識を普及するため、国税庁及び関連団体と連携して講習を行っています。平成15年2月頃に実施する予定です。

#### < お酒の教養講座・施設見学等 >

##### 1 お酒の教養講座

酒類に関する知識を消費者の皆様幅広く知っていただくため、酒類の製造方法、酒類の楽しみ方、酒類と健康等を内容とした教養講座を行っています。

平成15年2月に2回東京事務所において実施予定です。

各回 定員20名 今回のテーマは焼酎です。

##### 2 広島事務所施設公開

広島中央サイエンスパークの施設公開に参加し、年1回、広島事務所の施設を公開しています。

公開日 平成14年10月24日(木)

##### 3 施設見学

一般の方も広島事務所の施設を見学できます。なお、概ね10名以上の団体で事前申込が必要です。

#### < 研究生受入れ >

酒類醸造に関する学理及び技術の習得等に意欲のある方を要望に応じて受け入れています。研究生は職員の指導のもと、研究室でテーマを与えられ、酒類醸造に関する理論や技術等を学び修得することとなります。詳細は [info@nrib.go.jp](mailto:info@nrib.go.jp) または TEL 0824-20-0800 までお問い合わせ下さい。

・研究生の主な入所資格(詳細はお問い合わせ下さい。)

(1) 大学(短期大学を含む。)で醸造関連の学科を卒業した方

(2) 官公署又は酒類業者の組織する団体の技術者

(3) 当研究所の酒類醸造講習修了者

(4) 大学に在学し、(1)に掲げる学科を履修中で、当大学の推薦がある方

(5) 前各号に掲げる以外の方で、団体等の推薦がある方

#### < 共同研究 >

酒類に関する技術の向上、その他の公共の利益の観点から必要と認める研究について、民間企業、団体、国公設試験研究機関、研究独立行政法人、大学等と共同研究契約を締結して実施しております。

#### < その他 >

研究所講演会の開催、講習会や講演会等への講師派遣、酒類の品質審査会等への審査員派遣、保有菌株の分譲、広報誌・情報誌の発行、ホームページ(<http://www.nrib.go.jp/>)の公開等を行っています。

#### 【一部業務の受益者負担についてのご理解、御協力をお願い!】

業務の中には必要な費用の一部を受益者にご負担頂いているものがあります。これは受益者負担の見込額等が完全に入ってはじめて必要な予算額になる仕組みになっているためです。制度の趣旨をご理解頂き皆様のご協力をお願いいたします。